

# 平成23年度の公共工事設計労務単価の動向

(財) 建築コスト管理システム研究所

平成23年度の公共工事設計労務単価（基準額）が3月末に国土交通省総合政策局建設市場整備課から公表されました。単価の概要等を紹介いたします。

## 1 全職種平均単価の推移

農林水産省及び国土交通省（以下「二省」）では、毎年10月時点で施工中の二省所管の公共工事に従事する建設技能労働者の賃金の支払い実態を調査している。この調査に基づいて翌年度実施する公共工事の予定価格の積算に用いる都道府県別・職種別の「公共工事設計労務単価」（1日8時間当たり円：時間外などの割増賃金、所属会社の諸経費等を含まない裸の賃金（wage）に相当）を決定する。原則的にこの単価は日本国内で実施する全ての公共工事に適用されている。なお、この調査は1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団にして、無作為抽出されるものである。今回は、全国計で11,723の工事に携わっていた121,975人分のデータが有効サンプルとなった。

参考資料として同時公表された全職種全国単純平均の単価は16,342円であり、平成22年度比で▲0.8%と若干のマイナスであった。

平成12年度からの推移は図1のとおりで、平成12年度の2万円台からの減少傾向は依然として続いている。このような建設技能労働者の継続的な賃金下落に対しては、国、一部の地方公共団体、労使双方の業界団体、さらに大手ゼネコン等において、さまざまな対応

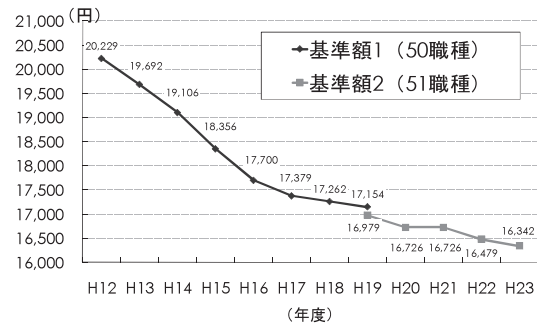


図1 調査全職種の単純平均日額の推移

(注) 国土交通省の公表値。平成19年度分より「交通誘導員B」が加わり、その時だけ2値が示された。

策等が検討・実施されつつある。このことはのちほども触れる。

## 2 主要職種別平均単価

当欄で例年まとめている主要12職種別と設備5職種別の平均単価（47都道府県の単純集計値）は表1、表2のとおりとなった。昨年度単価はそうではなかったが、ここに示したすべての職種がマイナスとなった。とりわけ、左官が2%を超える下落率となった。

表1 主要12職種の平均単価

職種名	単価の平均 (円)		伸び率 (%)
	H22 単価	H23 単価	
特殊作業員	15,426	15,311	-0.74
普通作業員	12,636	12,560	-0.61
軽作業員	9,904	9,845	-0.60
とび工	15,526	15,347	-1.15
鉄筋工	15,511	15,226	-1.84
運転手(特殊)	15,702	15,555	-0.93
運転手(一般)	13,934	13,760	-1.25
型わく工	15,662	15,470	-1.22
大工	15,915	15,704	-1.32
左官	15,445	15,102	-2.22
交通誘導員A	8,474	8,419	-0.65
交通誘導員B	7,694	7,636	-0.75

(注) 各都道府県の単価を単純平均した。

表2 設備5職種の平均単価

職種名	単価の平均(円)		伸び率(%)
	H22単価	H23単価	
電工	15,719	15,628	-0.58
配管工	15,500	15,253	-1.59
ダクト工	14,526	14,472	-0.37
保温工	15,684	15,517	-1.06
設備機械工	16,191	16,136	-0.34

(注) 各都道府県の単価を単純平均した。

なお、前述した母集団の想定から明らかなように、有効サンプルのほとんどは土木工事であって、建築工事に特有の一部職種については調査が手薄ではないかという話がある。公表単価である全職種の47都道府県別一覧表をよくみると、一部には空欄がある。詳細は不明であるが、そのような事情から単価の設定が見送られたものがあると推察される。

### 3 都道府県別の各職種単価の変動傾向

主要12職種及び設備5職種の単価が、この1年間(平成22～23年度)でどう変化したかの分析を表3に示す。前回結果は微減(▼)

印)が目立つものだったが、今回は一部の都道府県・職種で微増の△印(4%～2%)がみられるようになったものの、いまだに多くは微減の▼印(-2%～-4%未満)か、±2%未満で変動がほとんど無い(無印)かであった。

このような前年度からの伸び率とは別に、増減額そのものを検討したのが図2である。各都道府県の設計労務単価の公表値は100円単位であり、その度数を集計している。今回の増減額は前回より若干広がり、-900円から+500円の範囲にある(横軸参照)。全体で見ると減額となった区分が多いが、-400円から+300円の範囲に多くの区分が入る。なお、建築と設備で分けてみても、際だった特徴は観察できない。

これに類した分析を10年間ほどで経年的に行ってみた(図3)。検討範囲を全職種全都道府県に広げ、平成12年度から最新の平成23年度までの情報を使い、対前年度の単価数値が増額、変化無し、減額のいずれになるかの度数をとり、つなげた。

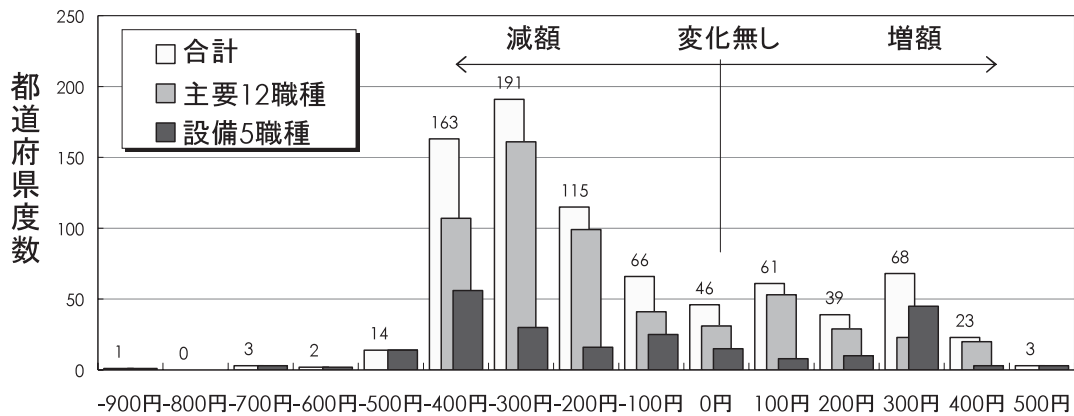


図2 増減額(100円単位)の度数分布(47都道府県×17職種別の昨年度との比較分析)

(注) 前回報告より若干広がり、-900円～+500円の幅に入った。図中数字は「合計」の度数。伸び率の分析は表3参照。

表3 都道府県職種別（主要 12 職種及び設備 5 職種）別単価伸び率傾向（H22 年度→H23 年度）

地方連絡協議会名	都道府県 (※数字は都道府県番号)	主要 12 職種												設備 5 職種				
		特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	運転手(特殊)	運転手(一般)	型わく工	大工	左官	交通誘導員A	交通誘導員B	電工	配管工	ダクト工	保温工	設備機械工
北海道	01 北海道	△			▼			▼		▼	▼	▼		▼	▼	▼	▼	△
東北	02 青森県		▼	▼	▼	▼		▼	▼	▼							▼	▼
	03 岩手県		▼	▼	▼	▼		▼	▼	▼	▼		▼				▼	▼
	04 宮城県	▼		▼	▼	▼		▼	▼	▼	▼		▼	▼			▼	▼
	05 秋田県	▼		▼	▼	▼		▼	▼	▼	▼		▼	▼			▼	▼
	06 山形県			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		▼			▼	▼
	07 福島県			△	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		△		▼	▼
関東	08 茨城県	△		△					▼	▼	▼			▼			▼	▼
	09 栃木県		▼			▼		▼		▼	▼			▼			▼	▼
	10 群馬県				▼	▼	△	▼		▼	▼		▼	▼				▼
	11 埼玉県	△	△			▼	△			▼	▼			▼			▼	▼
	12 千葉県		△		△	△				▼	▼			▼			▼	▼
	13 東京都		▼			△			▼	▼	▼		△	▼			▼	▼
	14 神奈川県	△			△		△			▼			▼	▼			▼	▼
	19 山梨県				▼	▼		△	▼			▼	▼	▼			▼	▼
	20 長野県				▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼				▼
北陸	15 新潟県				△	▼	▼	▼	▼	▼	▼		▼	▼				▼
	16 富山県		▼		▼			▼	▼	▼	▼		▼	▼				▼
	17 石川県							▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼				▼
中部	21 岐阜県					▼			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼			
	22 静岡県				▼	▼			▼	▼	▼			▼			▼	
	23 愛知県					▼					▼	▼	▼	▼				
	24 三重県				△					▼	▼	▼	▼	▼			△	
近畿	18 福井県	△	△			▼			▼	▼	▼	▼	▼			▼	▼	
	25 滋賀県					▼			▼	▼	▼	▼	▼			▼	▼	
	26 京都府	△	△			▼				▼	▼	▼	▼			▼	▼	
	27 大阪府		▼		▼	▼		▼	△		▼	▼	▼			▼	▼	
	28 兵庫県			▼	▼	▼	△				▼	▼				▼	▼	
	29 奈良県		▼		▼						▼	▼				▼	▼	
	30 和歌山県		▼		△		△		△		▼	▼				▼	▼	
中国	31 鳥取県	▼		▼	▼	▼			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		▼	
	32 島根県			▼	▼	▼			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼			
	33 岡山県		▼		▼	▼			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		▼	
	34 広島県				▼	▼			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼			
	35 山口県		▼	△	▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼			
四国	36 徳島県				▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	△	▼			△	△
	37 香川県	▼		△	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	△	▼			△	△
	38 愛媛県				▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	△	▼			△	△
	39 高知県	▼			▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼	△	▼			△	△
九州	40 福岡県			△		▼	△		▼	▼	▼	▼	▼	▼				
	41 佐賀県	▼		△	▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼				
	42 長崎県			△	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼				
	43 熊本県	▼			△	▼		▼	▼	▼	▼	▼	△				△	
	44 大分県			△	▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼			▼		△	
	45 宮崎県			△	▼	▼		▼	▼	▼	▼	▼					△	
	46 鹿児島県				▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		▼			△	
沖縄	47 沖縄県			▼	▼		▼			▼	▼			▼	▼		△	▼
	47 都道府県単純平均									▼								

凡例：伸び率は平成 22 年度単価に対する平成 23 年度単価の伸び率である。

△△：伸び率が 4.0% を超える

△：伸び率 4.0%～2.0%

空欄：伸び率 2.0%～-2.0%

▼▼：伸び率 -2.0%～-4.0%

▼▼▼：伸び率が -4.0% 未満（低下率が 4.0% を超える）

(注 1) 四国地方 4 県の保温工は H22 年度のデータが欠落。

(注 2) 東京都の保温工を唯一例外として、昨年度に引き続き、伸び率の絶対値が 4% を上回るものはなく、全体として増減は小幅である。建築を中心に一部で△印が見られるようになったが、なお▼印（-2.0%～-4.0%）が目立っている。

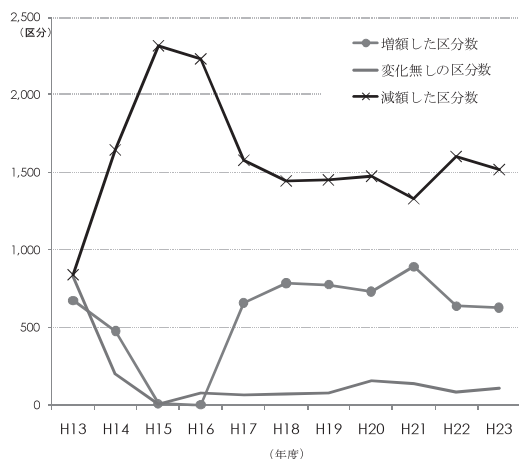


図3 対前年度増減額の区分別集計の推移 (全職種)

(注) 47都道府県×51(50)職種の各区分の増減の集計。欠損値による計算不能は数えていない。

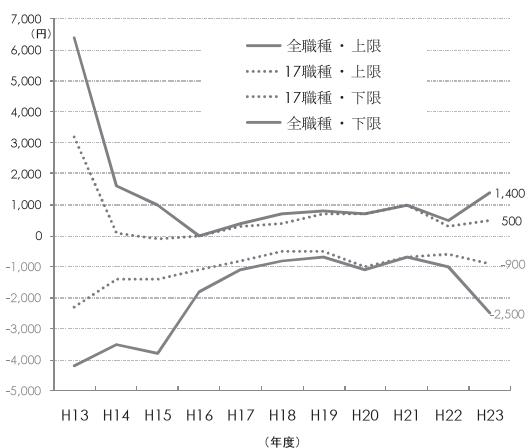


図4 対前年度増減額の幅の推移 (全職種・17職種)

分析結果をまとめた図3によれば、単価は平成15年～平成16年にほとんどの区分で減額していた頃をピークに、ここ数年は1,500近い区分での減額が継続中である。一方の増額区分はその半分程度である。なかには増・減を繰り返す区分もあると思われるが、この10年ほどは、単価の下落傾向が続いたことをこ

の分析によっても確認できる。

続いて、各年度での増減額の上限值と下限値の推移について調べると図4となる。図2に示した今回結果では、主要12職種と設備5職種を合わせた17職種が-900円～+500円に入っているが、全51職種では-2,500円から1,400円となる。これを経年的にみた図4では、平成15年度くらいまでは増減の幅がかなり大きかったが、以後はその幅が縮小していたことを確認できる。全般に小幅な変動で労務単価が下落する傾向にあったといえる。

#### 4 同一職種での単価幅等について

今回の国土交通省の公表資料では、例年がない「資格保有者の賃金水準」(表4)や「社会保険加入状況等」の調べ、「法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額(試算)」が参考公表されたのが目を引く。とくに表4はこれまで全く無かった公式情報で、それぞれの職種に固有の資格を保有する労働者の賃金が、設計労務単価の平均値よりも3%～20%程度の範囲で高めであることが今回調査の有効標本の調べでも証明されたことを示すものである。

これらは、今回調査とほぼ同時期に国土交通省で検討が進められていた「建設産業戦略会議」(座長：大森文彦(弁護士・東洋大学法学部教授))や「建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会」(座長：蟹澤宏剛(芝浦工業大学工学部教授))等での議論、また数年前から活発になった日建連や建連連での建設技能労働者の賃金確保に関する提言等が背景にある。具体的に、いくつかの大手ゼ

表4 資格保有者の賃金水準（国土交通省）

職種	公共工事設計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
造園工	14,796	+9% ~ +13% (1級造園技能士)	—
とび工	15,347	+4% ~ +6% (1級とび技能士)	+7% ~ +13% (登録高・土木基幹技能者)
電工	15,628	—	+15% ~ +20% (登録電気工事基幹技能者)
鉄筋工	15,226	+3% ~ +4% (1級鉄筋施工技能士)	—
塗装工	15,009	+4% ~ +7% (1級塗装技能士)	+5% ~ +11% (登録建設塗装基幹技能者)
高級船員	20,685	—	+8% ~ +13% (登録海上起重基幹技能者)
普通船員	16,406	—	+14% ~ +19% (登録海上起重基幹技能者)
型わく工	15,470	+3% ~ +5% (1級型枠施工技能士)	+4% ~ +9% (登録型枠基幹技能者)
内装工	15,334	+3% ~ +8% (1級内装仕上げ施工技能士)	—
ガラス工	14,713	+6% ~ +11% (1級ガラス施工技能士)	—
保温工	15,517	+3% ~ +8% (1級熱絶縁施工技能士)	—

(注) 国土交通省の参考公表資料（平成 23. 3. 25）を引用。

※平成 22 年度公共事業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を加減して算定。「—」は該当資格なし、または標本が集まらなかったもの。

ネコンでは、職長に対する特別手当（一日数百円～数千円）を上乗せするなどの措置を取るところも出始めている。

一般に建設技能労働者の賃金は、他産業のように年齢、学歴、勤続、職責などいわゆる属人的要素から決まる年功序列賃金ではなく、職種＝技能を最大の決定要素とする職種別賃金であるとされてきた。わかりやすい例えば、建設技能労働者の場合、特定の技能に対応した職種とその腕の違いが賃金水準を決めていた。賃金格差の設定は末端の労務管理上での能率刺激という面もあった。一方、公

表される調査結果は職種別の賃金額の代表値 1つを示すだけだが、個々の調査データは本来ばらつくはずで、それをあえて 1本にしていること自体が奇異にも感じられる。

なお、以上の話には、時間外や夜間等の割増賃金、特別な作業に対する手当、法定福利費の事業主負担分、研修費用のほか、労働者が所属する下請会社の一般管理費に相当する金額等は含まれない。そして、これらがどれほどの額になるかについての統計的情報はなく、発注側としてその実態がつかみきれない領域であることも付言したい。（研究部）